

平成29年度 第2回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

平成29年5月17日開催  
(公開用)

高野町農業委員会

# 平成29年度 第2回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

**開催日時** 平成29年5月17日（水）

**●開会時刻** 午前10時10分開会

**●開催場所** 高野町役場 2階 大会議室

**●出席委員** 1番 井阪晴美 3番 下名迫勝實 4番 井手上治己  
5番 尾家富千代 6番 柳葵 7番 久保良作 8番 上田静可  
9番 中林敬 10番 梶谷廣美

以上9名出席

**●欠席委員**

以上0名欠席

**●事務局員** 事務局長 中尾司  
事務局員 辻本香織 垣内宏樹 岡本多賀子

**●関係者**

**●議事事項** 議案第3号 引続き農業経営を行っている旨の証明願について

議案第4号 農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定  
による高野町農業委員会の農地利用最適化推進委員  
の委嘱について

**●議事内容** 次のとおり

\*\*\*\*\*午前10時10分 開会\*\*\*\*\*

事務局（辻本香織） 定刻より遅くなりまして申しわけありません。それでは、平成29年度第2回高野町農業委員会定例会を開催いたします。  
さて、本委員会ですが、本日出席委員9名、欠席委員はゼロ名でございます。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を越えておりますので、本日の本委員会は成立していますので、御報告いたします。  
それでは、事務局長より御挨拶いたします。お願いします。

事務局長 皆さん、おはようございます。先ほどの選考委員会に引き続きお願いしております、朝早くからどうもありがとうございました。そろそろ田んぼとか農作業も忙しくなってきたおと思いますが、お集まりいただいてありがとうございます。  
本日の議案は2件でございます。  
それではよろしく願いいたします。

事務局（辻本香織） ありがとうございます。続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づき議事録署名委員を事前に議長より御指名をいただいております。本日の署名委員は、7番、久保委員、8番、上田委員にお願いいたします。  
続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、「当委員会の会長」となっておりますので、柳会長よろしくお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。  
それではいろいろと皆さん、お忙しい中出席いただきましてありがとうございます。先ほどは、推進委員を選んでいただきありがとうございました。  
それでは次第に沿って行いたいと思います。  
議案第3号、「引続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より説明お願いしたいと思います。

事務局（辻本香織） 「引続き農業経営を行っている旨の証明願について」、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用の申請について、委員会の承認を求め。平成29年5月17日提出。  
本委員会につきましては、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明するための申請でございます。  
この申請につきましては、経営移譲をした際に贈与税が発生しますが、贈与税の納税猶予の制度が設けられています。その贈与税の納付猶予を受けている者が引き続き納付猶予を受けるためには、3年に1回、農業委員会が、申請に基づき証明書を交付し、税務署に対して申

請が必要になるものでございます。

前々回の申請は、平成23年6月10日の農業委員会におきまして審議され、耕作地と自己保全管理として確認ができましたので、申請のとおり証明しております。

申請者には平成23年の交付時に、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける場合は、引き続き農業経営を行っていただき、耕作放棄地等にはならないように経営を行い、耕作放棄地になった場合は同法の適用証明書を交付できませんので御了承願います、という旨通知しております。

なお、前回申請の平成26年には、理由はわかりませんが申請がありませんでした。

今回4月3日に申請が提出されましたので、尾家委員、井阪委員と事務局とで5月11日に現地調査を行い、現況につきまして確認していただきました。

後ほど各委員より報告があります。

場所につきましては、地図をごらんください。赤の番号、大きく書いてあるんですけども、それが別紙の番号となっております。

申請の16筆のうち、4筆が農地の所在が確認できず、非農地となっている可能性があります。12筆のうち、5筆は草刈りなどの保全管理を行っており、3筆は近所の方にも確認しましたが保全管理もしていないとのことです。残りの4筆は、野菜などの耕作をしていたことを確認しました。

今回の現地確認において、16筆のうち耕作している農地は4筆しかなく、税務署に確認したところ、申請農地の中に一つでも耕作していないときは、租税特別措置法の適用を受けられないと確認しておりますので、今回申請の、引き続き農業経営を行っている旨の証明が交付できないことを事務局で判断していますので、御審議願います。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、尾家委員より現地説明をお願いしたいと思います。

尾家委員

本案件について、平成29年5月11日に事務局の辻本係長、富貴支所垣内主査そして井阪委員とともに現地調査を行いました。申請地にあっては、全16筆のうち、私が担当する10筆の農地について、そのうち5筆は現在も耕作しておらず、今後も耕作する見込みがないものと認められるため、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に適用を受ける要件に該当しないことを現地で確認しております。

以上、報告を終わります。

議長 続きます、井阪委員お願いいたします。

井阪委員 1番、井阪です。

本案件について、平成29年5月11日に事務局の辻本係長、富貴支所垣内主査そして尾家委員とともに現地調査を行いました。申請地にあっては、全16筆のうち、私が担当する6筆の農地について、2筆は農地の確認ができず、現在も耕作していないと思われます。今後も耕作する見込みがないものと認められるため、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける要件に該当しないことを現地で確認しております。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局、並びに各委員の説明がありましたが、御意見・御質問などございませんか。何かないですか。

下名迫委員 3番、下名迫です。この別紙の表で、耕作・不耕作のこのマーキングの、これはどんな田があるんですか。

事務局（垣内宏樹） 我々の持っている資料の中で、地番があるところについてはここというのを特定できるんですけども、皆様に農地調査をしていただいているときの資料、あれと同じものを用いているんですけども、その番地が確認できない場所ということになります。

あともう一点ちょっと補足で説明をさせていただきたいんですけども、今朝7時半から再度状況が変わっていないかということで確認はしたんですが、全ての農地については、添付の写真のとおり変わっていないということを確認しております。

議長 ほかにないですか。

井阪委員 井阪です。質問ではないんですけど、この・・・さんは、まだ現役で頑張っておられるんですけど、それでもって、これだけの畑を耕作されているというのはちょっと余り大抵のことではないと思うので、今ちょっと、どこかわからない、荒れているというところは、畑も全部荒れているわけですね。

そこだけ、刈っていなかったところがあったんですけども、そこだけ刈っても畑があんな状態だから、そこをまた刈って何かをつくるというのも無理なようなところなので、私としたら、気の毒やなあと思うんですけども、一応そういう決まり事みたいなのがあるのでしたら、やはり、管理しないといけないので、仕方がないなとは思ったんです。

けど、同情したいという気持ちもあります。

以上です。

下名迫委員           いろいろ持ったとき、できるところとできないところもあるし、税金関係、その人にはあったと思いますので。

井阪委員            そうやな。税金に関係があるので。

下名迫委員           税金って、どんな税金ですか。

事務局（垣内宏樹） 贈与税になるんですよ。生前贈与されておりますので、贈与税ということになります。耕作することによって贈与税の猶予を受けられるということで、その申請を当初平成7年に申請を出されたのですかね。その後ずっと更新をしてきたわけですが、私の持っている資料ですと、先ほど話がありました、平成23年の6月の議事録で最終この方の案件というのがありまして、26年はこの申請がなされていなかったということなんです。

それはどういう理由かはわからないんですけども、今回29年に申請が出てきたということで、担当委員さんとともに現地調査もしたんですけども、現在のこの状況になっているということでございます。

議長                ありがとうございます。ほかにないですか。議案第3号について、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付はできないことになっております。

（「はい」の声あり）

議長                続きまして、議案第4号、「農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定による農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任委嘱について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織） 議案第4号、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定による高野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、別紙の者を高野町農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱したいから、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。平成29年5月17日提出、高野町農業委員会会長 柳 葵。

次のページをごらんください。

先ほど農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、推進委員候補者を別紙のとおり選考いたしましたので、報告させていただきます。

ます。

選考に関しましては、高野町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営要綱第7条、別表第1、その1、その2に基づき候補者を評価し選考していただきました。

なお、選考委員の点数を合わせて平均を取り、20点以下が不合格となっております。

評価の結果、・・・さんの点数は・・・点でした。・・・さんの紹介をさせていただきます。氏名・・・・。住所・・・・。生年月日・・・・、・・・歳。職業・・・・。・・・区推薦です。

次に・・・さんですが、評価の結果、・・・さんの点数は・・・点でした。・・・さんの紹介をさせていただきます。氏名・・・・。住所・・・・。生年月日・・・・、・・・歳。職業は・・・・。自己推薦です。

よって、選考委員会で選考した・・・さん、・・・さんに推進委員を委嘱したいので、農業委員会の承認を求めるものでございます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました。御意見など何かございませんか。

下名迫委員

ちょっと教えて。評価点数というのは、これはどんな評価点数ですか。

事務局（辻本香織）

高野町の農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営要綱というのがございまして、その第7条に別表としてあるんですけども、選考方法の書類評価として、選考項目1、農地利用最適化推進委員の業務について理解しているか、というのにつきまして、非常に適しているなら5点、適しているなら4点、普通なら3点、やや問題があるなら2点、問題があるなら1点として評価委員さんに評価をしてもらいました。

2番として、過去の経歴から、地域の農業をリードする活動をしてきたかということに対して、先ほどのように1、2、3、4、5点で評価してもらっています。

3番、勤務している状況等によって推進委員の活動に支障がないか。

4番、町内の農業を熟知しているか。

5番、町が進める農業施策を理解し協力的か。

6番、担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消に理解があるか。

7番、地域から信任を得られているか、という項目で評価をさせていただきました。

以上です。

議長 どうぞ。

上田委員 上田です。この・・・の任期はいつまでですか。この・・・という、去年から3年間。

事務局長 来年度いっぱいです。

井阪委員 1番、井阪です。そうしたら来年になったら、この人はもう、どこかまた引っ越しされる予定ですか。

事務局長 いや、もう、・・・は基本定住を目指すということで、応募してくれた人になります。3年後の定住を目指すということなので、基本は定住してもらうという前提で応募してもらっています。  
ただ、実際にどうなるかというところはわからないと思います。

井阪委員 そうしたらこの人は今筒香で田んぼを耕し隊か何かありますやろ。あれにも参加をしておられる人かなと。

事務局長 多分違うと思います。

井阪委員 それならこの人は、どこを回ってはる。

下名迫委員 知らないものに推薦してきたの。

井阪委員 いやいや。

下名迫委員 これ、ちょっと聞きたいんやけども、農業委員で承認を求めると書いてあるけども、推進委員、この農業委員のうち何人いたん、5人いたん。半数いてるやん。そんなのやったらもう承認も何もないんや。推進委員が承認してきたんやから、向こうの会議室で。ここで採決をとっても5人が手を挙げられたら、9人おるから、5対4になってしまうんや。

農業委員で承認を求めると書いてあるわな。この農業委員の中に5人が推薦委員として行っているんだから、向こうでもう、それでまともっているやろう。その人を推薦すると言って。

事務局（垣内宏樹） あくまで向こうでの会議につきましては、委員さん、Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさんがいて、「おれは、認められないぞ」と、

10点をつけている人もおれば、「私は賛成や」と言って35点をつけている人もおるわけですよ。

それなら6人の平均が、今この段階で一応基準点以上なので、最終ここでまた審議願いますということなので、向こうの中で低い点数をつけられている方やったら、またここで反対される人もおりますし、そういう形になっていますので。

下名迫委員           この承認の仕方というのはちょっと変かなと思ったり、向こうでも思ったけど。

議長                   推薦して挙がってきている者もおるし、それであと、個人的に申し込んだというか、そういう人もおるのよ。それでこういう採点というか、新たなメンバーは区長が申請してきたらしいです。その人は農業ばかりやっていて、ベテランらしいけどね。もう一人は、よそからというのはおかしいけど、高野山に来て、住んでいるということですからほかに何か意見あったら言ってください。これはいいですか。

（「はい」の声あり）

議長                   一応この推進委員は、農業委員会的时候には出席するんですか。

事務局（辻本香織）   はい。出てくれます。

事務局（垣内宏樹）   推進委員は、議決権はないです。まだはっきり決まっていないですけど、前の農業委員会でも農地調査に関しては、一緒に回ってもらうと。担当地区を分けて回ってもらうという形で、今進んでいるところでございます。

議長                   そういうことですので、一応この会では承認したいと思いますけど、いいですか。

井手上委員           ちょっと待って。4番、井手上です。この職業、……やけども、高野町でおるときは、それは推進委員でいいやろうけども、要綱か何か前のときに、前回であったか前々回であったか、あったと思うので、去年やったかな、選考委員から募集のときの話のところで、高野町にいないようになったら、もうその時点で推進委員ではなくなるわけですから。ちょっとそれ、確認だけさせてもらいます。

事務局（辻本香織）   高野町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則というのがございまして、その第3条の第1項に「高野町に住所を有す

る者」とありますので、転出された場合は該当しないということになります。

議長

いいですか、わかりましたか。

ほかに何かないですか。そうしたらないようですので、議案第4号について原案どおり可決したいと思います。

以上、委嘱状を交付いたしたいと思います。

以上をもちまして、議案の審議は全て終了しました。その他について何か事務局に説明はありませんか。

ありがとうございました。

事務局（辻本香織） ないです。

\*\*\*\*\*午前10時30分 閉会\*\*\*\*\*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成29年5月31日

会 長

署名委員 7番

署名委員 8番

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。